医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン

茅ヶ崎市こども育成部保育課

第１　基本的事項

１　ガイドラインの趣旨と目的

近年の医療技術の進歩に伴い、日常生活において、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」といいます。）が年々増加しています。令和３年９月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、市区町村だけでなく、保育所の設置者が医療的ケア児及びその家族に対して適切な支援を行うことがその責務として明記されました。

保育所等は、生活を基盤とした子どもとのかかわりの場であり、保育を通じて、子ども一人一人の心身共に健やかな成長と発達を保証することが求められています。医療的ケア児にも、他の子どもと同様に、周りの子どもとのかかわりや１日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境のもとで、健やかな成長や発達に応じた保育が提供される必要があります。

茅ヶ崎市では、医療的ケア児及びその家族が、個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにし、医療的ケア児が保育を必要とする状況である場合に、適切な保育環境を整え、安全に受け入れを行うことを目的として、保育所等での受け入れにあたり必要となる基本的な事項や留意事項等を、本ガイドラインで定めるものとします。

２　「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義

本ガイドラインでは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第２条に基づき、「医療的ケア」は「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とし、「医療的ケア児」は「日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童」と定義します。

３　受け入れの要件

（１）保護者が就労しているなどの理由により、保育所等での保育が必要であると認められること。

（２）保育所等における集団保育を実施することが、医師の判断により可能であると認められていること。

（３）保育所等における受け入れ体制が整えられていること。

（４）医療器具の離脱等の事故により直ちに生命に危険がないこと。

４　医療的ケアの内容

医療的ケアの内容は、下表の内容を基本とする。

呼吸管理	酸素吸入（気管切開、鼻腔等）
吸引	口腔、鼻腔、気管切開部
経管栄養	経鼻経管、胃ろう、腸ろう
導尿	一部要介助、完全要介助
血糖管理	インスリン投与
その他	市長が実施を認めた医療的ケア等

※　ただし、人工呼吸器など高度な医療機器を使用する場合は対象とならないことがある。

5　対象児童

原則、入所を希望する年度の４月１日現在で満１歳以上であって、症状や健康状態が安定しており、主治医から集団保育が可能と診断されている児童とする。

6　受け入れ時間

保育を行う日及び時間は、原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間認定（午前８時 30 分から午後４時 30 分まで。１日８時間）の範囲内とする。

第２　医療的ケア児の入園までの手続き

入所時期は毎年４月１日を基本とし、以下の流れに沿って手続を行う。

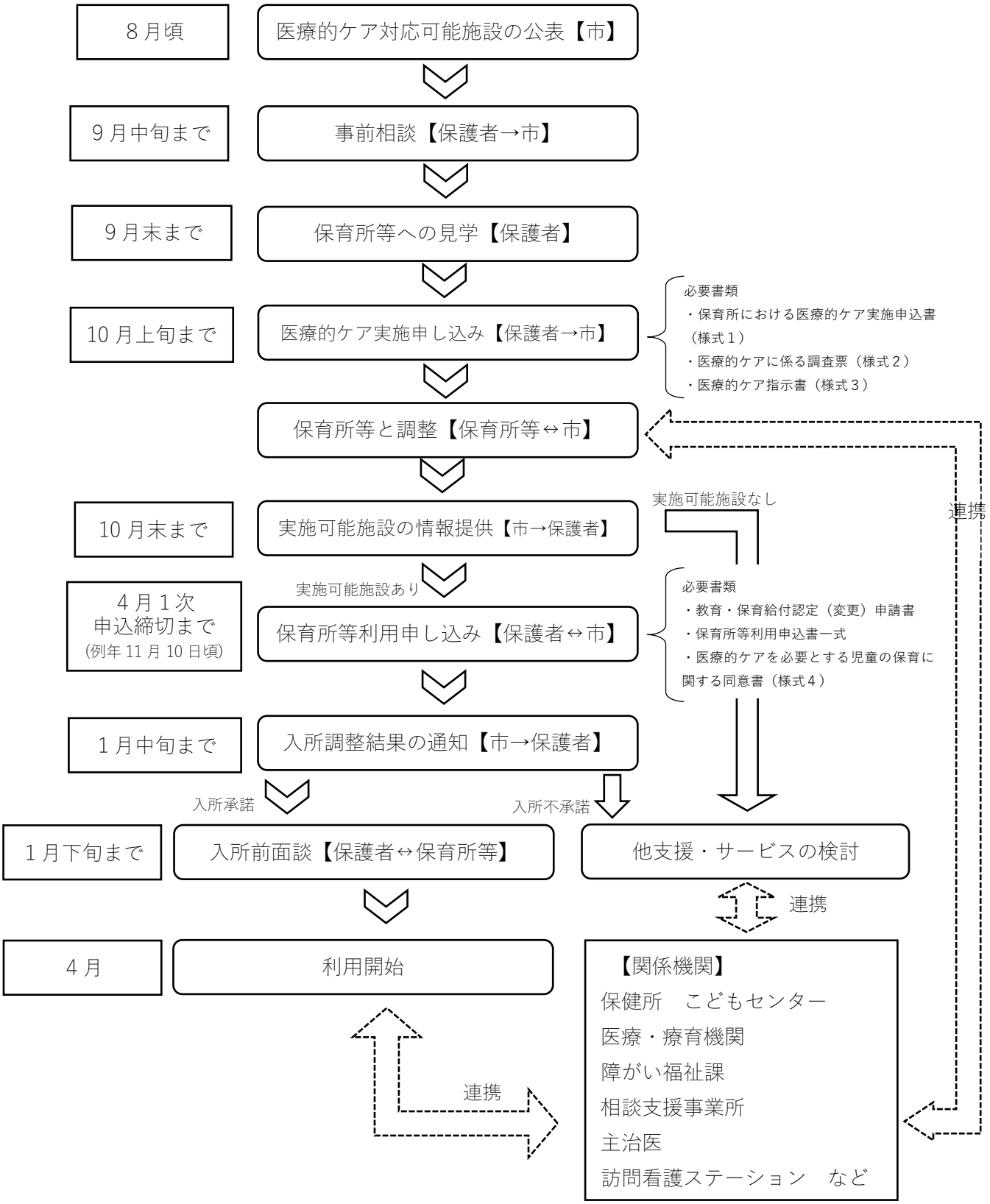

1　入所申請までに必要な手続き

（1）保護者は、市の保育所管課に事前相談を行う。

（2）保育所管課は、本ガイドラインに基づき、受け入れの手続きや保育環境、医療的ケアの実施内容等を説明する。

（3）保育所管課は、保育が必要な家庭の状況や児童の様子、生活の状況、医療的ケアの内容、保育所以外の施設の利用希望等を聞き取る。

（4）保護者は、主治医に対し 医療的ケアの下、保育所における集団生活が可能であるかなどを事前に相談する。可能であると判断された場合は、「医療的ケア指示書（様式３）」の作成を依頼する。

　また、保護者は、主治医に対して、保育主管課、関係機関及び保育所等から必要により医療的ケアに関する相談等があることを伝える。

（5）保護者は、事前に入所を希望する保育所に、児童の状況等を説明したうえで、可能な限り児童同伴で相談及び見学を行う。

（6）保護者は、「保育所による医療的ケア実施申込書（様式１）」、「医療的ケアに係る調査票（様式２）」及び「医療的ケア指示書（様式３）」の写しを保育所管課に提出する。

（7）保育所管課は、聞き取りと「保育所による医療的ケア実施申込書（様式１）」、「医療的ケアに係る調査票（様式２）」、「医療的ケア指示書（様式３）」の内容及びその他関係機関から提供された情報に基づき、入所を希望する保育所等での医療的ケアの実施の可否について調整を行う。

（8）保育所管課は、調整の結果、希望する施設のうち必要な医療的ケアが実施可能である施設の情報を提供する。

2　入所申請

　保護者は、４月１次申し込みの締切（例年 11 月 10 日頃）までに、「教育・保育給付認定（変更）申請書及び保育所等利用申込書」一式とともに、「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（様式４）」を保育所管課に提出する。

3　入所選考

（1）保育所管課は、保育所等利用調整基準に基づき保育の必要性を指数化し、入所調整を行う。

（2）保育所管課は、入所調整の結果を保護者に通知する。医療的ケアの内容に関わらず、定員を超える入所申し込みがあった場合は、入所待機となる場合がある。

第３　保育所での受け入れ

1　保育所等との面談・調整

（1）保護者は、主治医が作成した「医療的ケア指示書（様式３）」を入所内定した保育所等に提出する。

（2）保育所等は、保護者から提出された「医療的ケア指示書（様式３）」に基づき、保護者と面談を行い、保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、必要な事項につい

て確認・協議する。

（３）保育所等は、「医療的ケア指示書（様式３）」及び面談の結果、医療的ケア児の発達・発育状況、疾病や障がいにより日常生活に医療を要する状態の変化を踏まえて、受入れクラスや生活の流れ、行事への対応、保育の進め方を確認する。

（４）児童の病態の変化等により、医師の判断で事前に相談していた内容と異なる医療的ケアが必要になった場合、保護者は改めて「医療的ケア指示書（様式３）」を保育所等へ提出し、保育所等は保育の実施の可否について再検討を行う。検討結果により、入所内定が取り消しとなることがある。

２　医療的ケアに必要な物品の提供

保護者は、保育中の医療的ケアに必要となる物品を保育所等へ提供する。なお、使用後の物品等については、家庭に持ち帰る。

３　医療的ケア児の保育

（１）保育方針に基づく医療的ケア児への対応

ア　児童の障がい及び疾病の状態、医療的ケアの実施状況、生活状況を把握する。

イ　医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に安全に過ごせるように、可能な限り感染防御等にも配慮した保育の環境を構成する。

ウ　疾病や障がいにより日常生活に医療を要する状態に配慮しながら、児童の発達に応じて適切な生活課題や遊びを提供する。

エ　登降園時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、児童の保護者の気持ちを受け止めて、保護者を支えるよう努める。また、必要に応じて相談機関等と連携する。

（２）医療的ケアの継続的実施

毎年夏～秋頃に実施する現況調査において、改めて「医療的ケア指示書（様式３）」を保育主管課及び保育所等に提出する。

４　受け入れ後における医療的ケアの内容変更

（１）受け入れ後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者はその都度「医療的ケア指示書（様式３）」を保育主管課及び保育所等に提出する。

（２）保育所等は、「医療的ケア指示書（様式３）」及び児童の疾病や障がいにより日常生活に医療を要する状態等に基づき、医療的ケア変更があってもなお保育所等における保育が継続して実施できるかどうかについて、再検討を行う。

（３）市が規定する医療的ケアの内容で医療的ケアが実施できる場合は、継続して保育を実施する。市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となる。ただし、前項（２）における再検討にて、保育が実施可能と判断される場合はこの限りではない。

（４）医療的ケアの必要がなくなった場合においても、保護者に保育を必要とする事由がある場合は、保育所等の利用を継続できるものとし、保護者は「医療的ケア実施終了届（様式５）」を保育所等に提出する。

5　医療的ケアの安全実施体制

（1）医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所等は、関係機関の意見を参考に、「医療的ケア指示書（様式３）」の内容を確認し、主治医の助言を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、保育士、看護師等職員間で共有する。また、医療的ケアの実施に当たって、施設長は、医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。

（2）保育所等関係者の役割

ア　児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、障がい及び疾病の状態、体力等で無理のないように快適に保育を受けられるように、施設長、保育士、看護師等職員、嘱託医及び主治医が相互に連携・協働する。

イ　施設長は、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行う。

ウ　保育士は、看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告する。喀痰吸引等研修などの特定の研修を修了した保育士は医療的ケアを実施する場合がある。

エ　看護師は、保育士及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。登園前の健康状態や登園中の様子に関する保護者への聞き取り、保育所等での様子観察等により、当日の健康状態を確認した上で、医療的ケア実施の可否についてアセスメントを行う。実施の可否について疑義が生じた場合は、あらかじめ定められた方法により、保護者あるいは指定の医療機関に連絡し、指示を仰ぐことが求められる。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、保育士と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。なお、医療的ケアの実施状況について、「医療的ケア実施記録」に記録する。

オ　嘱託医は、医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえて、健康診断や医療的ケアの内容、疾病や障がいにより日常生活に医療を要する状態について十分に情報共有することが求められる。

（3）衛生管理

ア　保育士及び看護師が生活の中で安全に医療行為の行える場所を検討し、可能な限り感染防御が保てるよう環境の整備を行う。

イ　児童が使用する医療的ケアの物品・備品等は、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

（4）文書管理

医療的ケアの実施に関する、「医療的ケア実施計画」、「医療的ケア実施記録」等の書類は、保育所等にて必要期間保管する。

6　緊急時の対応

（1）保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。

（２）保育所等は、体調の急変等の緊急時に備えて、保護者複数の連絡先、かかりつけの医療機関・主治医の連絡先、発作時の対処法などについて、あらかじめ保護者及び主治医から聞き取った内容をまとめた「緊急連絡カード」を作成しておく。

（３）緊急時には、保育所等で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。

（４）緊急時の対応を事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

（５）保護者は、児童の体調が悪化した等の理由により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、保育所等からの連絡により、利用時間の途中であっても保護者等が児童の引き取りをする。病院搬送を行った場合は病院に直行する。

7　職員の研修

保育所等は、子どもの発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある全ての職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。併せて、実践的な研修（OJT 研修等）の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行う等の体制整備を行う。

第４　保護者の了承事項

以下の事項について保護者に了承を得る。

1　保育利用について

保育を行う日及び時間は、原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間認定（午前８時 30 分から午後４時 30 分まで。１日８時間）の範囲内とする。

2　医療的ケアについて

（１）あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等を記載した「医療的ケア指示書（様式３）」を入園が決定した保育所等に提出する必要があること。また、保育所等は主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、保育所等の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。

（２）保育所等では、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。

3　ならし保育について

児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加すること。期間及び保育時間については、園と相談の上定めること。児童の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合もある。

4　園外活動等について

散歩や遠足、運動会など、日常及びその他の行事等で園外での活動となる場合は、保護者及び主治医との相談を行う場合があること。また、状況によって園外活動が実施できない場合があること。

5　体調管理及び保育の利用中止等について

（１）やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、あらかめ保護者に保育中の医療的ケアができない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあること。また、保育中の医療的ケア実施の体制がとれない場合は、保育の利用ができないことがあること。

（２）保護者は、登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育を利用しないこと。

（３）発熱、下痢、嘔吐、けいれん重積等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡がとれるようにすること。また、体調不良により、保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いすること。

（４）集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、園内で感染症が一定数以上発症した場合には、園からの情報により、保護者が保育を利用するかどうか判断すること。また、医師、保育所等及び保護者の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。

（５）保育所等が必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者の負担となること。

（６）病状の変化等により長期入院となり、退院後も保育所等の利用の継続を希望する場合は、第３の４の規定に基づく対応をとること。また、保護者は主治医へ看護要約の作成を依頼し、それを保育所等に提出することが望ましい。

６　緊急時及び災害時の対応等について

（１）緊急時には、事前の打ち合わせで取り決めた医療機関等を受診すること。

（２）児童の症状に急変が生じ、緊急事態と保育所等が判断した場合、その他必要な場合には、事前の打ち合わせ及び「緊急連絡カード」で取り決めた医療機関等に連絡を行い、必要な措置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用については保護者の負担となること。

（３）栄養チューブの交換は、保護者の責任の下、自宅や受診時に行うこと。保育中に栄養チューブの事故抜去等のトラブルが生じた場合を想定し、保護者及び主治医と事前に対応を協議し、「医療的ケア指示書（様式３）」に記載の緊急時の対応内容を「医療的ケア実施計画」にも記載の上、それに沿って対応すること。

（４）てんかん等の既往及び疑いがある児童の場合は、必要に応じて処方されている薬剤を用意すること。消費期限等の管理及び保管方法は、保護者から提出された与薬申込書に沿って、保育所等の責任の下で行うこと。

（５）災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、３日分の薬や食事（栄養剤）、器具類を事前に預かっておくこと。

７　退園等について

（１）児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必

要になった場合は、原則として退園となること。ただし、第３の４（２）の再検討にて、保育が実施可能と判断される場合はこの限りではない。

（２）保育所等の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所等での児童の受け入れができなくなる場合があること。

８　情報の共有等について

（１）医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等を関係機関と共有すること。

（２）医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で情報共有が必要な事項は、プライバシーに配慮しながら必要最低限の範囲で他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

９　その他

「第４　保護者の了承事項」１～８のほか、保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。また、本ガイドラインに定めていない事項が生じた場合には、保護者、施設長、保育士、看護師、嘱託医、主治医及び保育主管課等の関係機関で協議し、各者同意のもとで対応にあたること。

（様式１）

医療的ケア実施申込書

年　　月　　日

（宛先）茅ヶ崎市長／茅ヶ崎市福祉事務所長

次のとおり、保育施設における医療的ケアの実施を申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td>（フリガナ）
氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>①父・母・その他(　　)
-　　-</td><td colspan="2">②父・母・その他(　　)
-　　-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童</td><td>（フリガナ）
氏名</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>現在の居場所</td><td colspan="3">☐自宅　☐親戚宅　☐職場　☐認可外施設　☐幼稚園
☐市外認可保育所等　☐その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">希望保育施設</td><td colspan="3">第１希望　　第２希望
第３希望　　第４希望
第５希望　　第６希望</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="6">同居者（申込児童以外）</td><td colspan="2">（フリガナ）
氏名</td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>年齢</td><td>職業
児童は学校名・園名</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>父</td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>母</td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">家庭の状況</td><td colspan="2">父</td><td colspan="3">母</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐就労（就労先名称：　　）
☐求職活動　☐就学　☐介護・看護
☐疾病・障がい　☐出産　☐その他</td><td colspan="3">☐就労（就労先名称：　　）
☐求職活動　☐就学　☐介護・看護
☐疾病・障がい　☐出産　☐その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の
取り扱いについて</td><td colspan="5">☐　医療的ケアの実施可否及び保育所等での受入れに際し、児童に有益となる必要な情報を、他の医療機関及び関係機関等と共有することに同意します。</td></tr>
</table>

（様式２）

医療的ケアに係る調査票

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">児童名</td><td></td><td>生年
月日</td><td colspan="2">年　　月　　日(　　歳)</td></tr>
<tr><td colspan="2">診断名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通院・療養の
状況</td><td>医療機関名</td><td colspan="2">診療科</td><td>通院頻度</td></tr>
<tr><td colspan="2">手帳等の
状況</td><td colspan="4">☐身体障害者手帳（　　級）
障がい名（　　）
☐療育手帳　（階級　）
☐その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">身長／
体重</td><td colspan="4">身長　　cm　　体重　　kg（　　年　　月測定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">コミュニケーション</td><td colspan="4">☐会話（単語・二語文・三語文以上）☐絵カード　☐表情</td></tr>
<tr><td colspan="2">投薬</td><td colspan="4">☐無　☐有（薬品名　　）朝・昼・夕</td></tr>
<tr><td colspan="2">てんかん</td><td colspan="4">☐無　☐有（頻度　　状況　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">食物
アレルギー</td><td colspan="4">☐無　☐有（卵・乳・小麦・その他（　　））</td></tr>
<tr><td colspan="2">運動機能</td><td colspan="4">首のすわり（　　か月）　寝返り（　　か月）　座位（　　か月）
はいはい（　　か月）　つかまり立ち（　　か月）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">姿勢・移動</td><td colspan="2">姿勢の変え方</td><td colspan="3">☐自立　☐介助（一部・全部）
介助時の注意点（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">姿勢の保ち方</td><td colspan="3">☐自立　☐介助や支えが必要</td></tr>
<tr><td colspan="2">移動</td><td colspan="3">☐自立　☐つかまり歩行　☐歩行器　☐バギー
☐車椅子　☐その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">排尿</td><td rowspan="2">尿</td><td>尿意</td><td colspan="3">☐無　☐有（　　回／日）</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="3">☐トイレ　☐おむつ　☐導尿（　　回／日）
☐その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">便</td><td>便意</td><td colspan="3">☐無　☐有（　　回／日）</td></tr>
<tr><td>方法</td><td colspan="3">☐トイレ　☐おむつ　☐浣腸（　　回／日）
☐その他（　　）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">食事</td><td rowspan="2">方法
内容</td><td rowspan="2">□経口</td><td>状況　　□自立　□一部介助　□全介助</td></tr>
<tr><td>内容　　□普通食　□軟食　□きざみ食　□ペースト食
□流動食　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□経管
栄養</td><td>種類　　□経鼻栄養（胃管・十二指腸）　□胃ろう
□腸ろう</td></tr>
<tr><td>注入内容　（　　）</td></tr>
<tr><td>注入量・回数（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">呼吸管理</td><td colspan="2">気管切開</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">吸入</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">酸素吸入</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">人工呼吸器</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">薬剤の吸入</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td colspan="2">喀痰吸引</td><td>□無　　□有</td></tr>
<tr><td rowspan="4">出産時の状況</td><td colspan="2">妊娠期間</td><td>週　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">体重</td><td>g</td></tr>
<tr><td colspan="2">身長</td><td>cm</td></tr>
<tr><td colspan="2">単・多</td><td>単・多胎</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td>集団生活を送るうえで配慮が必要な点</td></tr>
</table>

（様式３）

医療的ケア指示書

保育所等で実施する医療的ケアについて、下記の通り指示いたします。

児童名		生年月日	年　　月　　日
主たる疾患名			
指示期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		

該当の指示内容にチェック・数値等を記入してください。

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
呼吸管理	□有 □無	1　酸素吸入 流量（安静時　　㍑／分　・　労作時　　㍑／分） □経鼻カニューレ　　□気管切開部 2　気管切開 カニューレの種類：　　Ｆｒ　　ｃｍ 3　人工呼吸器（呼吸器の設定等） 機種：　　呼吸モード： 圧力：　　ＰＥＥＰ： 呼吸回数：　　その他：（　　） 4　気管カニューレ抜去時の対応、呼吸器使用上の注意点、起こりやすいトラブル、対処法など （　　） 5　喀痰吸引 回数　　約（　　）回／日 部位　□ 口腔内　□ 鼻腔内 □ 気管内（ｶﾃｰﾃﾙ挿入の長さ：　　m） カテーテルサイズ（Ｆｒ）　□８　□１０　□１２ 吸引圧（　　kPa）吸引時間（　　秒）

（裏面に続きます）

医療的ケアの内容	実施方法	指示内容及び配慮事項
経管栄養	□有 □無	1　種類　□胃ろう　□経鼻　□腸ろう 2　注入内容・量・回数 （　　） 3　注入方法 □自然滴下　□ポンプ使用　□シリンジ注入 4　注入の所要時間（　　）分 5　カテーテルサイズ（　　）Ｆｒ 挿入の長さ（　　）ｃｍ
導尿	□有 □無	1　カテーテルサイズ（　　）Ｆｒ 2　回数　　約（　　）回／日 3　実施時間　（　　）
与薬	□有 □無	□内服薬　□座薬　□外用薬 薬剤名： １回量（　　）・時間（　　）
その他の医療的ケア	・てんかん発作時：薬剤対応　□無　□有〔指示内容：　　〕 ・発熱時：薬剤対応　□無　□有〔指示内容：　　〕 ・その他（　　）	
緊急時の対応	・器具抜去時の対応：看護師が対応可能な場合に再挿入するもの □気管カニューレ　□胃ろう　□胃管 ・その他本児における受診の目安 （　　）	
保育所等での生活上の注意及び配慮事項並びに活動の制限等	〔感染症流行時に係る対応等〕	

記　　入　　日　　年　　月　　日

医　療　機　関　名

(住所・電話番号)

医　　師　　名

（様式４）

医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書

①	保育の利用日・利用時間は、原則、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の保育短時間認定（午前８時 30 分から午後４時 30 分まで）の範囲内となることを了承します。
②	ならし保育期間中は、保護者付き添いのもと登園し、保育に参加します。 また、児童の様子や状態によっては、ならし保育期間が延長・短縮される場合があることを了承します。
③	やむを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合には、保護者等が付き添います。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあることを了承します。
④	園内で感染症が一定数以上発症した場合の登園の判断は、保護者等の責任で行います。また、医師、保育所等及び保護者の判断で保育の利用を控えてもらう場合があることを了承します。
⑤	健康観察、検温等は毎日必ず行い、児童の体調を確認の上登園させます。保育施設での朝の受け入れ時の観察において保育士又は看護師が体調が悪いと判断した場合には、登園を見合わせます。
⑥	保護者は保育施設からの連絡が常に取れる状態にします。児童の体調変化等によりお迎えを要請された場合には、速やかにお迎えをします。
⑦	医療的ケア実施に必要な医療機器、医療用具、衛生材料、消耗品等の用意、処分及び点検等について、保護者が費用負担する場合があることを了承します。
⑧	保育所等が必要と認める場合、保護者等の費用負担で医療機関を受診します。
⑨	児童の状況に急変が生じ、緊急事態と保育所が判断した場合、その他必要な場合には、保護者等へ連絡する前に児童を病院に搬送し、受診又は治療が行われることがありますが、それに伴い生じた費用は保護者等の負担になることを了承します。
⑩	災害時対策として、３日分の薬と食事（栄養剤）を登園時に持参します。
⑪	児童の病態の変化等により、保育所での受入れができなくなる場合があることを了承します。
⑫	提出された申請書類等を、希望園や関係機関等で共有することを了承します。
⑬	医療的ケアが必要な児童の状況について、集団保育を実施する上で必要なことは、他の児童の保護者との間で最小限の範囲で共有する場合があることを了承します。
⑭	市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になった場合は、原則として退園となることを了承します。
⑮	①～⑭のほか、保育園との間で取り決めた事項を遵守します。また、上記内容を遵守されない場合は、退園となる可能性があることを了承します。

以上の件について、全て同意し、申請いたします。

年　　月　　日

児童氏名

保護者氏名

（様式５）

医療的ケア実施終了届

（宛先）医療的ケア実施保育所等施設長

保護者氏名

貴園に通園する児童に対して、保育所等での医療的ケアの実施が必要なくなりましたので、保育所等での医療的ケアを終了することを届け出ます。

１　対象児童

（フリガナ） 氏名		生年月日	年　　月　　日
住所			
電話番号	父・母・その他(　　) -　　-	実施終了日	年　　月　　日

２　医療的ケアに関する主治医の意見書（別紙）

医療的ケア児の保育所等受け入れガイドライン

令和６年６月

茅ヶ崎市こども育成部保育課
〒253-8686 茅ヶ崎市一丁目１番１号
電話：0467-81-7172（直通）
FAX：0467-82-1435